Ｄ２９５　関節鏡検査（片側）　600点
Ｄ２９６　喉頭直達鏡検査　190点
Ｄ２９６－２　鼻咽腔直達鏡検査　220点
Ｄ２９７　削除
Ｄ２９８　嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー（部位を問わず一連につき）　600点
Ｄ２９８－２　内視鏡下嚥下機能検査　600点
Ｄ２９９　喉頭ファイバースコピー　600点
Ｄ３００　中耳ファイバースコピー　240点
Ｄ３００－２　顎関節鏡検査（片側）　1,000点
Ｄ３０１　気管支鏡検査、気管支カメラ　500点
Ｄ３０２　気管支ファイバースコピー　2,500点
注　気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、200点を加算する。
Ｄ３０３　胸腔鏡検査　6,000点
Ｄ３０４　縦隔鏡検査　7,000点
Ｄ３０５　食道鏡検査、食道カメラ　400点
Ｄ３０６　食道ファイバースコピー　800点
注１　粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
２　拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、所定点数に200点を加算する。
Ｄ３０７　胃鏡検査、ガストロカメラ　500点
Ｄ３０８　胃・十二指腸ファイバースコピー　1,140点
注１　胆管・膵管造影法を行った場合は、600点を加算する。ただし、諸監視、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は所定点数に含まれるものとする。
２　粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
３　胆管・膵管鏡を用いて行った場合は、600点を加算する。
４　拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、所定点数に200点を加算する。
Ｄ３０９　胆道ファイバースコピー　1,400点
Ｄ３１０　小腸ファイバースコピー
１　バルーン内視鏡によるもの　3,000点
２　カプセル型内視鏡によるもの　1,700点
３　その他のもの　1,700点
注１　２種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
２　３について、粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
Ｄ３１１　直腸鏡検査　300点
Ｄ３１１－２　肛門鏡検査　200点
Ｄ３１２　直腸ファイバースコピー　550点
注　粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
Ｄ３１３　大腸ファイバースコピー
１　Ｓ状結腸　900点
２　下行結腸及び横行結腸　1,350点
３　上行結腸及び盲腸　1,550点
注１　粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
２　拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、所定点数に200点を加算する。
Ｄ３１４　腹腔鏡検査　1,800点
Ｄ３１５　腹腔ファイバースコピー　1,800点
Ｄ３１６　クルドスコピー　400点
Ｄ３１７　膀胱尿道ファイバースコピー　950点
Ｄ３１７－２　膀胱尿道鏡検査　890点
Ｄ３１８　尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）（両側）　1,000点
注　膀胱尿道ファイバースコピー及び膀胱尿道鏡検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｄ３１９　腎盂尿管ファイバースコピー（片側）　1,500点
Ｄ３２０　ヒステロスコピー　220点
Ｄ３２１　コルポスコピー　150点
Ｄ３２２　子宮ファイバースコピー　800点
Ｄ３２３　乳管鏡検査　800点
Ｄ３２４　血管内視鏡検査　1,700点
注１　血管内視鏡検査は、患者１人につき月１回に限り算定する。
２　呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
Ｄ３２５　肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法　3,600点
注１　新生児又は３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、それぞれ所定点数に10,800点又は3,600点を加算する。
２　カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
３　エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号Ｅ４００に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

第４節　診断穿刺・検体採取料

通則
１　手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。
２　処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

区分
Ｄ４００　血液採取（１日につき）
１　静脈　16点
２　その他　６点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。
３　血液回路から採血した場合は算定しない。
Ｄ４０１　脳室穿刺　500点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｄ４０２　後頭下穿刺　300点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。